

国民健康保険の手続きをしてください

会社の健康保険をやめたときや、会社の健康保険に入ったときは、国民健康保険の手続きをしてください。自分か家族が手続きをします。
(マイナンバーカードを持ってきてください。)

手続きができる場所：市役所（1階 国民健康保険課）か 市民窓口事務所
手続きができる日：月曜日から金曜日
手続きができる時間：午前8時30分から午後5時15分まで



会社の健康保険をやめたとき
(国民健康保険に入るとき)

持ち物

- 『在留カード(※)』か『運転免許証』
- 会社の健康保険をやめた書類
(『脱退証明書』か『脱退連絡票』)

※在留カード…90日以上日本にいる
外国人が持つカード。入国管理局
でもらうことができます。

会社の健康保険に入ったとき
(国民健康保険をやめるとき)

持ち物

- 『在留カード(※)』か『運転免許証』
- 会社の『保険証』か健康保険に入った書類
(『加入証明書』か『加入連絡票』)

長い間 外国へ 行くときも、国民健康保険をやめる
手続きをしてください。

マイナンバーカードを保険証として使うことができます

準備ができた 病院や 薬局で マイナンバーカードを 保険証として 使うことができます。マイナンバーカードを 保険証として 使いたい人は
マイナポータル(※)でまず 登録してください。



※マイナポータル…マイナンバーカードについて いろいろなお知らせ
を見ることができる 自分だけのインターネットサイト

わからないことがあるときは 給付係に 電話してください。055-934-4725



保険料は 決まった日までに 払ってください

■ 支払が、遅れると、保険料が増えることがあります。

保険証を使うことができる期間が、短くなることもあります。

保険証を返してもらうこともあります。

■ 保険料を 決まった日までに 払わない人には、手紙を出したり、携帯電話に お知らせを送ったりします。

■ 保険料を 払わない期間が 長くなると、もう一度 手紙を出したり、自動音声の 電話をかけたりします。

※ 携帯電話への お知らせや、自動音声の 電話では、銀行にお金を払うことを案内したり、みなさんの キャッシュカードなどの暗証番号を ききだしたりすることはありません。だまされないよう 気を付けてください。

■ 保険料を 決まった日までに 払うことが 難しいときは 収納係に相談してください

相談ができる日	月曜日から 金曜日
相談ができる時間	午前8時30分から 午後5時15分まで
通 訳	英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語



■ 保険料の 支払には 口座振替を使ってください。沼津市の ホームページか、この QR コードから 登録することができます。

沼津市ホームページ

→ 市民のみなさんへ

→ 国民健康保険

→ Web 口座振替受付サービスについて

→ Web 口座振替受付サービス 申込サイト(外部リンク)



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。



わからないことがあるときは 収納係に 電話してください。055-934-4727